

## 「商標ファイル管理弁法(意見募集稿)」の改正説明

### 一、改正背景

商標登録便利化改革の需要に適応し、商標ファイルの管理効率と管理レベルを高めるため、『中華人民共和国保存文書法』、『中華人民共和国保存文書法の実施弁法』の関連規定により、弊局は1987年に施行した『商標ファイル管理暫定弁法』(以下、「暫定弁法」という)をベースに、『商標ファイル管理弁法』(以下、「弁法」という)を改正・制定した。

1987年の暫定弁法と比較して、今回で改正・制定した弁法は、商標文書の保存範囲及び商標ファイルの保管期間を明確にし、商標電子ファイルの保存と管理要求を追加した。また、元国家工商行政管理总局による地方の工商行政管理機関の商標ファイル管理業務への監督と指導について規定しないことにした。

### 二、改正過程

2017年5月、元国家工商行政管理総局は、本弁法の改正・制定作業を開始した。それ以降、元国家工商行政管理総局は国家保存文書局と共同で実地調査と数回の検討を行い、『商標ファイル管理弁法』(草案)を形成した。国務院の機構改革以降も、弊局は引き続き改正・制定作業を推進し、商標ファイル管理の現状を踏まえて、他の分野のファイル管理の規定を参考し、そして商標電子ファイルの管理、保存文書の廃棄などの重点問題について再び国家保存文書局と意見を交換し、最終的に『商標ファイル管理弁法(意見募集稿)』を形成した。

### 三、改正方針

改正にあたって、1つ目は、商標文書の保存範囲及び保管期間を科学的に定義し、商標ファイルの管理を効果的に強化することである。2つ目は、ペーパーウェア管理を主とした商標ファイル管理方式を電子化管理へと移行させ、商標ファイルの電子化レベルを向上させ、商標登録便利化改革の需要に適応することである。3つ目は、ファイルの保管よりもファイルの利用強化に重点を置き、ファイルの管理効率を十分に向上させることである。

### 四、主な改正内容

本弁法の条文は計17条であり、『商標文書の保存範囲及び商標ファイルの保管期間表』が添付されている。

### (一) 商標文書の保存範囲及び商標ファイルの保管期間を明確にした

各種の商標文書の歴史的役割と現実的役割を研究した上で、商標専用権の確立と保護状況を反映することを根拠に、業務区分と保管期間ごとに整理分類し、計6種類の商標文書の保存範囲を形成した。また、商標専用権の確立と変化を直接反映した商標ファイルを永久保存し、商標専用権確立過程における一環で発生した証拠書類、届出書類などの商標ファイルを定期保存するようにした。具体的な保存範囲及び商標ファイルの保管期間は「商標文書の保存範囲及び商標ファイルの保管期間表」に規定されている。(第四条、第九条)。

### (二) 電子ファイル管理の内容を追加した

商標電子ファイルの保存は、電子文書の管理に関する国の標準に従って行わなければならない。商標電子ファイルはメタデータとともに保存し、永続的かつ効率的な関連付けを確立しなければならない。商標電子ファイルは、オンライン又はオフライン方式で保存し、定期的にバックアップすることができる。(第六条、第十条)。

### (三) 商標ファイルの鑑定・廃棄手順を明確にした

保管期間が満了した商標ファイルについては、まず鑑定を行わなければならない。鑑定を経て保存価値がまだあるファイルについては、現状に応じて保管期間を延長して引き続き保存しなければならない。鑑定を経て保存価値がなくなったファイルについては、整理照合してファイル廃棄リストを作成し、主管局長の承認を受けた後、関連規定により廃棄しなければならない。(第十一条)。

### (四) 商標ファイルの利用制度を確立した

商標登録出願の基本情報がすでに弊局の公式サイトに公開されており、如何なる単位や個人も無料で照会することができることから、保存された商標ファイルについては、商標登録者は自己に関する商標ファイルを閲覧、複製することができること、商標訴訟事件の当事者は係争商標ファイルを閲覧、複製することができることを明確にした。(第十二条)

出典：国家知識産権局 HP

<http://www.cnipa.gov.cn/gztz/1147356.htm>

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。